

## 47 青少年学徒に賜りたる勅語に関する件通牒

(昭和十四年七月)

企画部長 (安井)  
 指導部長 (藤本)  
 (印) (志水)

案  
年月日

(注記1)

(注記2)

(注記3)

発文一一一號  
定決裁

6月30日  
文書課長

(有光)  
有原九  
送發

7月7日  
起案者

昭和十四年六月二十六日起案

事務官

(西輪)  
阿部

(印)

測候技術官養成所主事  
私立大学、高等学校、専門学校長宛  
〔加進〕  
〔295〕

各地方長官

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ閲スル件

標記ノ件ニ関シテハ既ニ〔本〕〔二〕月六日發文第一一一二號ヲ以テ

通牒致シ置キタルヲ以テ 聖旨奉答ノ実ヲ挙グル為夫々具体的  
計画ヲ樹立シ銳意実践セラレ居ルコトト存ズルモ左記ノ点ニ付  
テハ特ニ御留意ノ上実施相成ヤウ致度此段通牒ス

注意。 地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ次ノ如クスルコト

「貴管下各学校〔等〕ヲシテ夫々具体的計画ヲ樹立  
シ銳意実施セシメラレ居ルコトト存ズルモ左記  
ノ点ニ付テハ特ニ留意ノ上実施セシメラルルヤ  
ウ致度」

記

一、本年五月二十二日青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ハ国民ノ後  
勁タル青少年学徒ノ嚮フベキ所ヲ昭示セサセ給ヒタル 聖  
訓ニシテ一般学徒ハ勿論之ガ指導啓培ノ任ニ在ル者モ齊シ  
ク夙夜 之ヲ服膺シ自奮自励相率キテ奉公ノ誠ヲ効スベキ

教学局長官 (小林)  
参与官 (野中)  
政務次官 (小柳)  
勅語奉答二関スル委員 (倉林 加藤 有光)  
督学官 (倉林 下村 櫻井 大畑 宇野)  
体育課長 (岩原 中田カ)  
会計課長 (永井 田村)  
秘書課長 (岩松 田中 小笠原)  
教育調査部長 (松岡 田中 小笠原)  
社会教育局長 (大西 田村)  
普通学務局長 (小山 菊城 有光)  
实业学務局長 (小笠原 谷原)  
専門学務局長 (岡口 有光)

モノナルニ付各学校〔等〕ニ於テハ自今毎年五月二十二日ヲ  
 トシ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ奉読式ヲ挙行シ 聖  
 旨奉答ノ決意ヲ新ニスルト共ニ男子中等学校〔青年学校ヲ  
 含ム〕以上ニ在リテハ御親閲記念トシテ学生生徒ノ分列式  
 ヲ挙行シ女子ノ学校及小学校ノ上級ニ於テモ成ルベク分列  
 式又ハ部隊行進等ヲ行フコト又〔一般〕各学校〔等〕ニ在リテ  
 ハ当日夫々神社参拝、武道演練、作業訓練（防空又ハ非常  
 変災訓練ヲ含ム）等〔学校ノ〕実情ニ依リ適宜之ヲ実施スル  
 コト

二、今回ノ 勅語ノ體本ハ追テ之ヲ各学校〔等〕ニ交付スル見込  
 ナルモノソノ奉讀方ニ付テハ別紙ニ拠ルコト

尚右 勅語ハ成ルベク多クノ機会ニ於テ之ヲ奉讀シ〔學徒  
 並ニ教職員〔並ニ學徒〕ヲシテ愈々奮励努力以テ優渥ナル  
 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期セシムルコト

（注記4）青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語〔ノ奉讀方〕

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ 以テ國家隆昌ノ氣運ヲ 永世ニ  
 維持セムトル 任タル極メテ重ク 道タル甚ダ遠シ 而シ  
 テ其ノ任実ニ繫リテ汝等青少年学徒ノ双肩ニ在リ 汝等其ノ  
 気節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ 古今ノ史実ニ稽ヘ 中外ノ事勢  
 ニ鑑ミ 其ノ思索ヲ精ニシ 其ノ識見ヲ長ジ 執ル所中ヲ  
 失ハズ 鬼フ所正ヲ謬ラズ 各其ノ本分ヲ恪守シ 文ヲ修  
 メ武ヲ練リ 質實剛健ノ氣風ヲ振励シ 以テ負荷ノ大任ヲ全  
 クセムコトヲ期セヨ

（注記5）

専門学校長	昭和十四年六月二十日起案
次官	文書課長〔朝比奈印〕
普通学務局長	次官
実業学務局長	文書課長〔田中印〕
社会教育局長	普通学務局長〔谷原印〕
教育調査部長	次官〔印〕
秘書課長〔加筆印〕	次官〔印〕
督学官	次官〔印〕
政務次官	次官〔印〕
参与官	次官〔印〕
教學局長官	次官〔印〕
案	次官〔印〕
年 月 日	次官〔印〕
直轄学校長	次官〔印〕
公私立大学、高等学校、	次官〔印〕
専門学校長	次官〔印〕

宛

（中根印）

（鴎翁印）

（鷹翁印）

（宮坂印）

（乙黒印）

## 測候技術官養成所主事

各地方長官

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ闇スル件

標記ノ件ニ関シテハ既ニ本月六日發文第一一二号ヲ以テ依命通牒致シ置キタルヲ以テ 聖旨奉答ノ実ヲ挙ゲル為夫々実践的計畫ヲ樹立シ銳意実施セラレ居ルコト、存ズルモ左記事項ニ付テハ特ニ留意セラレ実効ヲ期スル上ニ格段ノ御努力相成度此段通牒ス

(注意) 地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ「貴管下各学校ヲ

督励シ実効ヲ期スル上ニ格段ノ努力ヲナサシムル  
ヤウ御配意相成度」トスルコト)

記

## 一、勅語記念日ノ設定

[加筆]〔毎年〕五月二十二日ヲ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語記念  
日トシ〔毎年当月ヲ期シ〕〔加筆〕〔当日ハ休業トセス〕左ノ〔記念〕行  
事ヲ実施スルコト

## イ、勅語奉読式

各学校ニ在リテハ 勅語奉読式ヲ挙行シ 聖旨奉体ノ決  
意ヲ新ニスルコト

[X]〔<sup>抹消</sup>奉讀〕式挙行ノ際ニハ宮城遙拝ト學校長訓話トハ必ズ之ヲ

## 行フコト)

## ロ、分列式

男子中等学校以上ニ在リテハ御親閱記念トシテ学生生徒  
〔<sup>抹消</sup>二対スル〕學校長ノ視閱及ノ〔<sup>加筆</sup>ノ〕分列式ヲ挙行スルコト

## 二、勅語ノ取扱

イ、勅語ノ讀ミ方ハ別紙ニ拠ルコト  
口、〔<sup>抹消</sup>今回〕ノ勅語ハ四大節以外ノ適當ナル〔<sup>抹消</sup>ナル〕〔<sup>加筆</sup>〕〔<sup>加筆</sup>〕  
勅語ハナルベク多クノ機会ニ於テ〔<sup>抹消</sup>屢々〕奉讀スルコト

(ハ、勅語ノ謄本ハ追テ交付ノ見込ナルモ其ノ取扱ニ付テハ教  
育 勅語ニ準ズルコト)

(注記)<sup>6</sup> 学生生徒ノ風尚刷新

聖旨奉体ノ実ヲ挙ゲル為ニハ就中氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ  
質實剛健ノ氣風ヲ振励スペキモノナルニ付禁酒禁煙ハ勿論  
男子ニ在リテハ断髮ヲ決行シ苟モ学生生徒トシテ好マシカ  
ラザル風習ハコノ際断乎トシテ之ヲ排撃シ自肅自戒一路學  
生生徒タルノ風尚刷新ニ邁往セシムルト共ニ教職員ヲシテ  
十分実効ヲ挙ゲシムルヤウ指導監督ニ当ラシムコト尚他面  
ニ於テハ學校ニ於ケル夏季及冬季ノ心身鍛錬ニ關〔<sup>抹消</sup>スル〕シ  
本月十日發秘第三五号通牒ノ次第モアリタルニ付コノ期間  
必ズ鍛錬教育ノ実ヲ挙ゲ学生生徒児童ヲシテ愈々士氣ヲ振  
作シ雄渾ノ氣魄ヲ涵養セシムルヤウ十分計画実施ニ努ムル  
コト

## 四、学徒ノ校外鍛錬施設

(注記)<sup>7</sup> 聖旨奉体ノ趣旨下ニ〔近ク〕学生生徒ノ校〔<sup>加筆</sup>内〕外ニ於ケル團  
体の鍛錬ニ付本省ニ於テ目下之ガ具体的の実施案ヲ考究中ナ  
ルヲ以テ何分ノ指示アル迄学生生徒等ノ各種団体ニ参加ノ

〔<sup>(加筆)</sup>〕儀ハ之ヲ差控くシムルコト

(注記一)

「留念」

(注記二)

「7月8日、済、施行の□御届会計課長」

(注記三)

「四二」(簿冊内件名番号)

(注記四)

(<sup>(捺道)</sup>  
「〔別紙〕」)

(注記五)

「廃案」

(注記六)

「曩ノ通牒ニヨリ六月末迄ニ各学校ノ実施計画ノ報告アル筈ニ付  
ソノ結果ヲ見テ適宜処理スルコトメス」

(注記七)

「尙研究ノ上処理スルコトメシ留保」

(下札)

(<sup>(曾我)</sup>  
「④種別」) 一／聯繫／登録追加／件名 直轄学校等へ通牒

青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ニ関スル件／番号／結了年月日  
昭一四七七／保存年限 ムキ／枚数」

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室二関スル總規第2冊 文部省  
3A, 30-5, 1045〕